

「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」実施計画（案）
 についてのパブリックコメント実施結果

本市では、令和8年6月16日から令和8年7月15日までの期間、「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」実施計画（案）についてのパブリックコメントを実施しました。

寄せられた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

（１）意見総数 １２４件（４０名）

（２）寄せられた御意見とそれに対する本市の考え方

※寄せられた御意見は、趣旨を変えない範囲で、文言等の修正をしています。

No.	御意見	市の考え方
１ 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」について		
（１）基本目標		
１	地域クラブ活動を実施する上でのメリットは、少子化、過疎化の地域であっても、活動機会を維持できることではないでしょうか。学校を越えて参加できるようになれば、子どもたちの選択肢を守ることができます。高松市でも、今後、生徒数が減少していく傾向は続くので、廃部を防ぐために、いつかは地域クラブ活動のような切り替えが必要だと考えます。	本市では、今後５年間で生徒数が大幅に減少することが見込まれ、学校単位での部活動維持が困難になることが想定されています。 そのため、令和９年９月より、地域クラブへと展開いたします。
２	地域クラブを実施することによって、子どもたちの選択肢が広がると思います。 それは学校以外の場所を選べるというだけでなく、「レクリエーション型」「競技志向」「趣味型」「多世代交流型」等、個々の性格やモチベーションに応じて選択できることや、「野球もサッカーもしたい」というニーズがあれば、個々にスケジュールを組んで、競技の垣根なく参加可能になるといふ地域クラブの柔軟な仕組みの利点だと思います。 これまでの部活動は、学校内で選択できる部活は一つで、一回入ったら辞めにくいというイメージだったと思います。勿論それに近い団体も残ると思いますが、全体としてはもっと柔軟で風通しのいい運営になると思います。	地域クラブは、様々なスポーツや文化芸術活動などの中から、子どもたちが校区を越えて自由に選択し、参加できるようになります。 本市としましては、基本目標である「つながる、ひろがる、かなえる」を体感できるような地域クラブを目指して取り組んでまいります。
３	地域クラブ活動は、学校を超えた人間関	地域クラブにおいて、中学校等の垣根を

	係が生まれるため、メリットであると考えます。将来的な人付き合いの幅や様々な選択肢の幅が広がると思います。 地域クラブ活動を実施することで、学校内の人間関係に限定されない、高校や社会に出た時と同じような環境を経験できると思います。また、それぞれの地域クラブ活動の話題をもとに、コミュニケーションを広げ、深めていけることは、数値では表せない『社会を上手く、逞しく生きていくための能力』の向上に繋がると考えます。	越えた仲間とのつながり創出や地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流等を想定しております。 また、専門性のある指導者から指導を受けることも期待され、教職員以外の大人との接点が生まれることにより、視野を広げることができる等、新たなキャリア形成につながると考えております。
4	地域クラブ活動を展開するメリットは、総じて専門的な指導を受けられる可能性が高くなることと、生徒がある程度、指導者を選べることではないでしょうか。 部活動の顧問には、未経験の教職員、専門外の教職員等が居たと思いますが、地域クラブになると、少なくともそれは無くなります。元競技者、資格保有者、専門クラブだから良いとは言い切れませんが、総じて、指導レベルは上がりますし、安全性も高くなります。 また、生徒側も、自分の求めているレベルと合わないとか、性格が合わない、専門性の向上・レクリエーション的な活動のような目的が違っていた場合は、比較的自由に選択肢を変えられるのが利点だと考えます。	地域クラブ指導者につきましては、専門的な技術指導等が可能な人材を広く募集する予定です。 子どもたちが多種多様な活動の中から、希望に合った地域クラブを選択できるよう、受け皿づくりに努めてまいりたいと存じます。
5	地域クラブを通じて、地域の祭りや行事等の継承が自然に行われたり、地域を大切にする気持ちが育まれたりすると思います。	指導者には地域の有志等の参加も想定しておりますことから、地域全体の発展に繋がるような活動となることを、期待しています。
6	e スポーツやモルックなどで日本一、世界一を目指す団体やM-1、R-1等で優勝したいというグループが出たりするかもしれませんが、生徒にとっても、地域にとっても、良い刺激になると考えます。	既存の枠に捉われず、生徒のニーズに応じた多種多様な活動へ広がることを期待しています。
7	新しいことを始める時、ネガティブな意見を言うてくる人は少なからず出てくるので、気にせず前を向き続けてください。すべての人に受け入れられそうとか、誰に対しても良い顔しよう等と思わずに、やり抜	生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保できるよう、本市では将来ビジョンとなる基本目標として、「つながる、ひろがる、かなえる～みんなで育む新しい地域クラブ活動～」を掲げており

	く意思を強く持ってください。	ます。子どもたちが、既存のスポーツ・文化等の枠に捉われず、主体的に様々な活動ができるよう関係機関と連携して取り組んでまいりたいと存じます。
(2)「地域クラブ活動たかまつ(仮称)」の特徴		
8	子どもが希望する地域クラブに参加させてあげたいですが、選択肢がたくさんある中での選択とは思えないため、希望通りにならないことを心配しています。	子どもたちが多様な活動から選択できるよう、コーディネーターとともに関係団体等に働きかける等、受け皿づくりに努めているところでございます。
9	「地域クラブ活動たかまつ」より、「地域部活動たかまつ」の方が、生徒には分かりやすいと思います。	「地域クラブ活動たかまつ」は仮称でございます。地域クラブ活動は、これまでの部活動とは異なる、新たな活動の仕組みでございますことから、子どもたちの意見を基に活動名を考えてまいりたいと存じます。
(3)「地域クラブ活動たかまつ(仮称)」における活動内容		
10	部活動の地域展開はきっかけであって、最終的な目標は、大人も高齢者も地域クラブ活動に参加してもらうということが私の認識です。参加者が多い方が予算的に安定します。不満の声も増えますが、見方も増えます。香川県は1人当たりの医療費が全国平均より多いので、その改善にも繋がります。家庭と仕事以外に自分が夢中になれる趣味やコミュニティを持つことで人生が豊かになります。勿論、一人が好きな人もいるので強制は出来ませんが、活力ある都市を目指すために、子どもだけではなく、むしろ大人こそ生き甲斐を持って日々を過ごしてほしいというのが私の願いです。	中学校部活動の地域展開のため、参加者は原則、市内中学生ですが、小学生や高校生、大人等、多世代で一緒に楽しむ多様な社会教育活動に発展することを期待しております。
11	音楽系の部活動は演奏会体験が少ないように思います。学校行事や顧問の教職員の都合もあったかもしれませんが、中学生にとってステージ経験は失敗も含め貴重な体験になるはずで、「地域クラブ活動たかまつ」ではステージ体験を増やしてほしいです。従来の文化祭や学校行事での演奏以外にOB・OGが所属する団体の演奏会へのゲスト出演。地域との結びつきを深める意味で各コミュニティセンターの文化行事への出演。さらに、近隣の病院や老人ホーム・保育所などへの慰問演奏も可能です。	試合・演奏会等の参加につきましては、生徒のニーズを踏まえ、また、過度な負担とならないように、各実施主体で大会やイベント等の参加を決めていただけたらと存じます。

	コミュニティセンターでの演奏や慰問演奏は中学生にとって「社会への貢献」「自らの役割」を実感できる素晴らしい機会です。	
(4) 地域クラブ活動の主体		
12	同じ地区で同競技の複数団体（実施主体は別）が申請を検討している場合、団体の共同協力の支援はありますか。共同協力の支援がある場合、募集期間中に申請があった際、どのようなになりますか。 運営していく中で不満が募り、分裂した場合、同じ地区で、同競技の団体設立は可能ですか。	同じ地区で同競技のクラブ設立は可能ですが、申請時等に対象団体に、本市よりヒアリングさせていただきます。 なお、十分なクラブ数が確保されたエリアにつきましては、追加募集しない場合がございます。
13	地域クラブのスタッフについて最低3人というのは理解できますが、地域クラブはどういう団体の扱いになりますか。 スタッフに時給も発生します。規約等も必要ですが、クラブによってあまりに内容に差があると困るのである程度、高松市で決めてもらいたいです。 どういう団体であるかは、金融機関で通帳を作るときに規約の提出や実特法の確認等の書類記入も必要です。	地域クラブ活動の団体の在り方は活動内容により、様々であると考えられますことから、市において特に指定はいたしません。が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、「団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。」とされております。 本市では運営団体を指定しておりませんので、運営団体を別に持たない地域クラブについては、運営団体と実施主体を兼ねているとお考え下さい。
14	① 地域クラブの受け皿として、各地区スポーツ協会（地区体育協会）の活用を検討していただきたいです。地区体育協会は、既に地域スポーツ活動の実績があり、学校や地域との関係性も構築されています。 また、多くの地区においてコミュニティ活動や学校行事との連携実績があり、地域クラブ活動への移行において有力な受け皿になり得ると考えます。もちろん、地区によっては指導者不足や高齢化が進み、単独での運営が困難なケースもあると考えられます。そのため、全地区一律ではなく、受入れが可能な地区から段階的に導入し、市	今後も地区体育協会を始めとした、地域の団体に協力をいただきながら、受け皿づくりに努めてまいりたいと存じます。

	が指導者確保や運営支援を行う仕組みが必要と考えます。 なお、クラブへの参加には会費や送迎等の経済的・交通的負担が伴う場合があります。そのため、地域クラブに参加したくても参加できない生徒が生じないよう、身近な地域で活動できる受け皿を確保することが重要と考えます。 ② 競技力向上や専門的な指導を求める生徒については、校区外のクラブや競技団体を選択できる環境も重要であり、その多様なニーズは尊重されるべきです。 ③ すべての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、スポーツや文化活動に参加できるよう、地区体協を地域クラブの選択肢として位置付けることを提案します。 ④ 地域クラブ活動は、単なる部活動の代替ではなく、子どもたちと地域住民がつながる新しい地域コミュニティづくりの機会でもあります。既存の地域資源を活かしながら、高松らしい持続可能な仕組みを構築していただきたいです。	
(5) 地域クラブの参加者		
15	男子バレーボールと女子バレーボールの団体は、別で設けないといけないですか。 女子バレーボールの部員数は確保できていますが、男子バレーボールの部員数は大会に参加できない数のため、男女混合で活動することは可能ですか。	参加者の性別で活動を分けるかどうかは、地域クラブで設定していただいて構いません。 大会参加につきましては、参加者の意向を確認し、御対応ください。
16	部活動から地域クラブへと展開されることに、子どもが残念に思っており、中学校生活へのモチベーションが確実に低下しています。希望する地域クラブが定員に達した場合、参加できない可能性もあるため、入会出来なかった子どもたちの放課後の居場所について知りたいです。放課後、SNSの時間が増えることでいじめ、犯罪に巻き込まれる等の障害を危惧しています。身体能力や感受性が著しく発達する時期の子どもたちの可能性を伸ばすこと、友達との活動をとおした楽しさを感じることで、学校生活	地域クラブ活動においても、子どもたちのニーズに応じた活動ができるよう、地域展開支援コーディネーターを中心に、地域の団体や指導者に働きかけを行う等、受け皿づくりに取り組んでいるところでございます。 地域クラブ活動では、これまでのように活動日が毎日ではないことも想定されます。また、複数の活動への参加も可能でありますことから、放課後の時間の使い方については、御家庭でよく話し合っていただければと存じます。

	とはまた違った居場所があることは子どもの安心や自信に繋がります。 そのため、その環境を適切に運営していただきたいです。	
17	小規模中学校では、部活動に入りたくても部活動が学校にないため、活動できず悲しんでいる生徒もいるので良い取り組みではないかと思います。 しかし、今までの部活動のように中学生が気軽に参加できるものなのか心配しています。	クラブの活動回数や参加費等は、地域クラブが設定することになるため、それらの条件も含め、総合的に判断し、選択いただければと存じます。
18	小学生の子どもが高松市内のスポーツ少年団で活動をしています。中学生になると高松市内の中学校に通う予定はないですが、今在籍するスポーツ少年団の仲間と地域クラブに参加する事は可能でしょうか。市外の中学生は対象外となりますか。	本市の地域クラブが対象とする参加者は、原則、高松市内在住の中学生としておりますが、市外の生徒等、その他の参加者につきましては、各地域クラブが個別に設定することとなっておりますことから、各団体にお問い合わせください。 ただし、近隣の生徒の参加が優先されることとなります。
19	令和9年4月に部活で登録し、その後、クラブチーム等に入った場合、そちらで試合に出場できますか。切り替えの時期にあたるため、二重登録になりますか。	令和9年8月末までは、これまで通り、部活動で活動することが可能です。同年9月からは、全部活動が地域クラブへと展開されます。
2 地域クラブ活動について		
(1) 地域クラブの認定について		
20	高松市認定地域クラブの運営団体の募集は、どのように行いますか。	令和8年8月に、本市ホームページにて「地域クラブ活動たかまつ（仮称）募集要項」を公表するとともに、説明会を開催し、本年9月より募集開始予定としております。
21	地域クラブの参加者が減少し、活動計画通りの運営ができなくなった場合は、どのような対応をすれば良いのか知りたいです。 参加者の減少が一時的なもので、一度、活動を休止又は解散したが、参加者が一定数に増えたため、活動を再開する場合、認定地域クラブの再認定は可能ですか。	子どもたちの活動環境を守るため、安定して継続的な活動ができるよう努めていただければと存じます。 やむを得ず、地域クラブ活動を休止する場合は、参加者に配慮の上、本市に休止の届け出をしてください。活動再開する際は、改めて、申請書一式を提出していただき、再度、認定を受けていただく必要があります。
22	地域クラブの募集要項の公表は令和8年秋頃を予定しているとのことですが、その場合、令和9年9月まで1年に満たない期	本実施計画が確定次第、募集要項の公表を行い、本年9月より募集開始予定としております。

	間で十分な活動団体や指導者の確保が行えるのか不安を感じます。応募状況については、その都度公表し、令和9年9月の段階で行き先を失う子どもたちが出ないよう、対応をお願いしたいと思います。 地域クラブの認定に係る手続きについても、可能な限り簡単に行えるよう、準備をお願いしたいと思います。	応募状況、認定状況につきましては、随時、情報発信していく予定です。 認定の際に地域クラブから御提出いただく書類につきましては、ひな形を作成するなど、出来るだけ申請者の負担にならないよう、手続方法を検討してまいります。
23	地域クラブの認定審査は、どの部署・どのような構成のメンバーで行われますか。 また、審査・面談を担当する人員数と役割分担についての考えをお教えてください。	地域クラブの認定は、高松市教育委員会が行います。 また、審査を担当する職員及び役割分担につきましては、申請状況に応じ、調整してまいります。
24	指導者の活用や連携を含め、各地域クラブの取りまとめ業務について、教育委員会以外の外部機関で実施するお考えはありますか。	各地域クラブの取りまとめ業務等は、教育委員会で行います。 今後の状況によって、外部機関で実施する可能性については未定です。
(2) 団体規約・活動方針の策定		
25	既存の地域スポーツ団体が地域クラブとして活動する場合、既存の団体規約を提出すれば良いのですか。それとも、新たに地域クラブとしての規約を策定・提出する必要がありますか。	既存の団体が認定地域クラブ活動の要件を満たしている場合は、新たに規約を策定していただく必要はございません。
(3) 活動計画の作成		
26	各学校の毎月の行事予定は、当該月の1か月以上前に、確実に提供することは可能ですか。行事予定を提供する学校の負担とならないような配慮も必要ではないかと考えます。	各学校から年度当初に示される年間・月間の行事予定を基に、各地域クラブにおいて、活動計画を作成していただけたらと存じます。 なお、学校の事情により、行事等が変更になる可能性もございますので、適宜、確認をお願いいたします。
(4) 活動時間と休養日		
27	地域展開後、実施計画案に記載されているような学校行事等を優先的に考えた練習が実施されるのか、疑問と不安があります。	活動時間や休養等については、定期考査及び学校行事等、参加者の意向を確認し、実情に応じて活動に配慮することとしております。 本市としては、地域クラブが本実施計画等を遵守しているか、適宜確認・把握し、必要に応じてヒアリングや指導助言を行い、適切に対応してまいりたいと存じます。
28	時間帯が部活動より遅いため、学習時間	部活動のガイドラインに規定されている

	の確保や塾との両立が出来るか心配です。	活動時間数と同様の週最大11時間程度を認定要件とすることで、過度な練習を防止し、学習時間等の確保を図ることとしております。
(5) 適切なスタッフ等の配置		
29	地域クラブにおいて、専門的資格を有するものが良いと考えます。 「競技経験や指導経験のある指導者を配置」とありますが、各競技・種目等において、コーチライセンス・指導者認定等を所持していることが前提になるべきだと考えます。	指導者は部活動OB・OGや地域住民の有志、教職員等、地域の多様な人が指導者として関わることを想定しておりますので、必ずしも有資格者が認定条件とは考えておりません。 そのため、本市では専門的な技術指導等が可能な人材を広く募集します。 大会によっては、引率する指導者の資格所有を求められる場合がありますので、参加する際には、参加資格等を御確認ください。
30	指導者を探している団体（立ち上げを検討中の団体を含む）と指導者希望者をマッチングする仕組みを御検討いただけないでしょうか。 例えば、神戸市においては「コベカツ人材バンク」という制度を導入し、指導者不足の解消に成功しています。このような取り組みは、高松市においても非常に有益であると考えます。 つきましては、高松市でも類似した仕組みを作っていただきたいと存じます。 また、その場合、導入時期についても、公表いただければ幸いです。	指導者の人材バンクとして、香川県が「クラサポかがわ」を立ち上げておりますことから、そちらを活用して、マッチング出来るよう努めてまいりたいと存じます。
31	音楽系の地域クラブにOB・OGの参加は良いと思います。また、経験ある地域住民に呼びかけても良いと思います。	部活動のOB・OGや地域住民の有志、教職員等、地域の多様な人材が指導者として活動することを想定しておりますので、是非、御指導していただけたらと存じます。 また、既存の枠に捉われない多種多様な活動が出来ることを目指しておりますことから、指導者の専門性に応じた活動を立ち上げていただくことも可能です。
32	経験あるOB・OGが、指導者に指導法、指揮法、レベルにあった選曲・編曲など適切なアドバイスすることは可能です。	
33	音楽協会に加盟していますが、構成年齢の高齢化で様々な問題に直面しています。 一方で、選曲、アレンジ、指導法、演奏会プロデュース等の専門家が多くいるはずで。 音楽系のクラブ活動の部員数が少なくな	

	って、廃部にすることは簡単なことですが、時代に即した継続の仕方を模索して取り組んでほしいと思います。	
34	専門の競技団体の県のホームページを見て、コーチ資格について、募集に香川県優先とあったため確認したところ、コーチ1と専門競技の資格取得者がいないと将来的に上位につながる大会に参加できないということでした。とりあえず、急ぎ申し込みしましたが数万円かかります。営利のスクールなどではスクールから支払われると思いますが、地域クラブでは全額個人負担でしょうか。在籍最低年数などを設けて補助を望みます。	指導者の資格取得にかかる経費につきましては、クラブの運営にかかる経費として扱うことも可能かと存じますことから、各地域クラブで御相談いただければと存じます。
35	活動内容によって異なると思いますが、参加者数と指導者数の割合、保有資格等、細かい規定は安全管理や適切な指導を行き届くようにするためにも必要かと思えます。そのような規定はありますか。	活動内容によって異なると考えられますことから、地域クラブ参加者数に対して、指導者数の指定等は難しいと考えます。 指導者の資格につきましては、実施計画（案）にも記載しているとおおり、資格の所有は必須要件ではございませんが、必要に応じて資格の取得に努めるものとしております。
(6) 指導者の兼職兼業		
36	現在の部活動顧問が地域クラブの指導者として残りたい場合、意向の確認を運営団体が行うのでしょうか。 また、地域クラブで教職員が指導者として在籍する場合、運営団体の代表、役員、会計等を行うことは可能ですか。	教職員を指導者等として地域クラブに従事させる場合には、地域クラブ側が本人に対し、指導回数や時間等の従事条件等を提示し、継続的・安定的に従事することが可能か等の確認をお願いいたします。 なお、教職員が運営団体の代表、役員、会計等を行うことは可能ですので、希望する教職員は教育委員会に兼職兼業の届け出を提出してください。
37	現在部活動をしており、顧問の教職員がいますが、土日は外部コーチが指導しています。指導方法に違いがあるため、子どもも混乱しています。外部コーチは土日しか練習に参加していないので、子どもたちと関係を築くことができていないため、いい環境とは言えません。自分たちが選択して、外部コーチのクラブチームに入っているのなら納得がいきますが、今まで教職員に指導してもらい、楽しい環境で部活動が	本市では、平日と休日の指導者が異なることの影響を鑑み、平日と休日を同時に地域展開するとしたところがございます。 また、子どもたちが安心安全に地域クラブ活動に参加できるよう、指導者には研修を義務付けております。 なお、指導を希望する教職員は、兼職兼業の申請が認められれば、指導者として従事も可能でございます。 地域クラブの活動方針等を参考に、御希

	できていたので、尚更、子どもたちは困っています。 地域クラブを立ち上げるのは賛成ですが、来年、クラブチームに引き抜くために、部活動で、コーチとして指導されるのは納得いきません。引き続き、教職員に指導していただき、子どもたちに楽しく部活動をさせてあげたいです。	望に合った、地域クラブを選択いただければと存じます。
38	「人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能である者」というのを、兼職兼業の条件として示した場合、兼職兼業を躊躇う教職員がいるのではないかと思います。一般の方であっても、転勤や家族の状況等で、立ち上げたクラブの主要なポストを退かざるを得ない方もいると思います。この条件はない方が良く考えます。	子どもたちの活動環境を維持していくため、教職員の皆様には、勤務校の異動等、ある程度の環境変化を加味した上で、従事する地域クラブ活動を決めていただきたいという趣旨であります。 継続不可能なほどの環境の変化があっても、従事しなければならないということではありません。 いただいた御意見を踏まえ、実施計画（案）を以下のとおり修正します。 変更前「①地域クラブは教職員を指導者等として地域クラブに従事させる場合、事前に本人の希望を必ず確認し、居住地や勤務地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。」 ⇒変更後「①地域クラブは教職員を指導者等として地域クラブに従事させる場合、事前に本人の希望を必ず確認し、居住地や勤務地を考慮するとともに、継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。」
39	部活動で指導している教職員は、引き続き、同じ学校で指導してほしいです。	希望する教職員のみ、兼職兼業の許可を得て、地域クラブで活動するようになります。 また、生徒の活動環境を維持するため、継続的・安定的に従事していただく必要がありますので、必ずしも、勤務校区内のクラブで活動するとは限りません。
40	項目番号 2（6）① ①指導者の兼職兼業について、実施計画案では「事前に本人の希望を必ず確認し」と簡単にしか記載されていませんが、本人が希望していないにも関わらず、管理職等か	2（6）① 御指摘のとおり、地域クラブでの活動を望んでいない教職員に、管理職から参加を強いられ、指導者等になることは認められません。

	ら地域クラブ活動の指導を押し付けられることが危惧されます。この点について、文科省が示している「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（以下、「兼職兼業について」）」の「教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス」にあるイメージ図が厳守されるよう実施計画にも記載することを求めます。特に、兼職兼業のプロセスは地域クラブから教職員等へ「指導者の依頼状」が出されることがスタートです。このプロセスがはき違えられ、地域クラブが管理職に依頼状を発し、依頼を受けた管理職が教職員等へ指導者になることをリクルートすることは絶対にあってはならないと考えます。 また、管理職が職員会議等で、「地域クラブ活動の指導者をやってみないか」と職員全体に働きかけることもあってはなりません。地域クラブは学校にとってあくまでも外部団体です。勤務時間中に外部団体の人材募集に管理職がタッチすることは、管理職の職務専念義務違反となります。	本市では兼職兼業の許可をする際に、教職員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無等、適切に確認してまいります。 また、いただいた御意見に関して、「兼職兼業による認定地域クラブで指導する場合の流れ」等を記載した、「部活動の地域展開に係る教職員の兼職兼業に関するリーフレット（教職員用）」を令和8年7月末に各校に配布し、校内での周知を依頼したところであります。
41	項目番号 2（6）③ ③文科省の「兼職兼業について」の「服務監督教育委員会における留意事項等②」では、教師等の学校における「時間外在校等時間」と地域団体の「労働時間」は通算し、1ヵ月あたり45時間以内になるよう、服務監督教育委員会が主体となって労働時間管理をするよう求めています。 そして、「このため、教師等のみならず、地域団体や学校とも連携を図ることが必要」としており、あくまでも地域クラブ活動に従事する教師等の労働時間管理の第一責任者は服務監督教育委員会です。 しかし、実施計画案では「地域クラブは、（中略）服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理を行わなければなりません」としており、労働時間管理の第一責任者は「地域クラブ」であると受け止められる記載となっています。服務監督教育委	2（6）③ 高松市教育委員会の所管に属する学校職員の服務監督は、高松市教育委員会が担っております。 そのため、教育委員会において、認定地域クラブ活動への従事時間を含めた、教職員の勤務時間等の全体管理や健康管理等を適切に実施してまいります。

	員会が労働時間管理の第一責任者であることを明確にすべきです。	
42	項目番号 2 (1) <地域クラブ活動開始までのフロー>の STEP 2 文科省「兼職兼業について」の「民間の地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項③」では、兼職兼業の許可を得て地域クラブ活動に従事する者に時間外労働が発生する場合は、地域団体と従事者との間に 3 6 協定の締結が必要であり、地域団体には割増賃金を支払う必要があると記載しています。このような労働契約上のルールについて、地域クラブの認定申請を行う団体が十分理解できているのか懸念されます。そのため、<地域クラブ活動開始までのフロー>の STEP 2 の項目に「適切な労働契約が結ばれていること」を追加すべきです。	2 (1) STEP 2 地域クラブ活動における指導者の従事形態につきましては、雇用の他、業務委託やボランティア（有償・無償）等が想定されますことから、指揮命令権の有無など、実態に応じて、最低賃金や 3 6 協定などの労働基準法が適用されるか否かが異なることから、御提案の「適切な労働契約が結ばれていること」の記載は難しいと存じます。 ただし、地域クラブ側から教職員（指導者）に渡す依頼状等の文書の交付は、必要であると考えており、依頼状の様式例を教育委員会から示す予定であります。
43	文科省「兼職兼業について」の「平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項」では「児童生徒の学びの保障などの学校や教師等の本務に支障がないことが優先されるべき」「地域団体の活動に従事する予定であった時間に教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、教師等としての勤務に当たれるようにしておく」「予め、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておく」とあります。このような優先順位がなくなると、結局、兼職兼業をしていない教職員が生徒指導等の業務を担うことになり、教職員間に不要な溝が生まれることとなります。 そのため、<地域クラブ活動開始までのフロー>の STEP 2 の⑦の「学校等との連携が適切に行われていること」の中に、上記のような教師等の本務と地域団体の業務との優先順位への理解と合意を含めるべきです。	御指摘のとおり、教職員が地域クラブの指導にあたる場合にあっては、本務が優先されることを明らかにするため、実施計画（案）に以下のとおり追記します。 （6）指導者の兼職兼業 ⑤教職員としての勤務時間中には地域クラブ活動における業務に従事しないことが原則となります。ただし、長期休業中等の平日の勤務時間内に指導を行おうとする場合（教職員としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合）は、所属校の校長による職務専念義務の免除の承認が必要です。なお、そのような勤務時間内の従事は報酬を受領しないものとします。 また、教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には教職員としての業務を優先すること等について、指導者として従事する教職員と地域クラブは、確認し合い遵守しなければなりません。
44	指導継続希望者に教職員がいます。活動場所から遠隔地の異動にならないように配慮してもらえないと、本人も困りますが、	教職員の人事異動につきましては、県教育委員会が定める「人事異動の基本方針」に基づき行われることから、地域クラブ活

	参加生徒や保護者から信用が得られません。 また、指導実績も意欲もあるが、現在の仕事量の多さを考えると無理だろうという教職員もいます。配慮はどういう形で行われるのか、適切に市が管理してくれるのか不安です。	動の参加状況を鑑みて決定することはございません。 熱意ある教職員が地域クラブの指導に従事することに関しましては、教育委員会としてもサポートしてまいりたいと存じますが、異動があることも踏まえて、自身が活動を継続しやすい活動回数や参加方法を御選択ください。
45	教職員の兼職兼業については、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければならないとしています。それは人事異動や退職等があっても必ずその団体の指導に従事し続けなければならないということでしょうか。その場合、教職員に対してはその旨を十分に周知するとともに、人事異動についても兼職兼業の実態に合わせて指導者である教職員本人や地域クラブ、学校等の希望に沿った形で今まで以上に柔軟な対応が必要になってくるのではないかと考えます。 また、兼職兼業によって地域クラブの指導に従事する教職員に対しては、勤務する学校における業務量の軽減などを図る必要があるのではないかと考えます。部活動が学校と切り離されるとはいえ、地域クラブの指導者の確保という観点からもこれまで部活動の指導を担ってきた教職員の存在は欠かせません。子どもたちのために、地域クラブの指導者として活動しようとする熱意ある教職員を、市をあげてサポートする制度・体制づくりが必要であると考えます。	
46	兼職兼業によって地域クラブの指導に従事する教職員に対して、勤務する学校における業務量の軽減等、市として必要な支援を行っていく必要があると考えます。地域クラブ活動が学校部活動から展開する経緯や、それでもなお子どもたちのために指導を続けようという教職員の熱意を踏まえ、十分なサポート体制を組んでいく必要があると考えます。	
47	いきなりの形でクラブ化ですが、コーチとなるとハードルが高く感じてしまう教職	指導者が変わることは、生徒の不安感にも繋がる可能性がございますことから、指

	員に6か月とかのチャレンジ制度みたいなものがあると良いと思います。香川県で運動部の優秀な指導者には、本人の専門外の方が何人もいます。顧問になって初めて興味を持ち、全国大会に出場した学校もあります。部活動があった保護者には、教職員がいることの安心感は大きいです。	導者として責任を持って従事していただくためにも、試用期間の制度化は考えておりません。 試用期間を設けるかどうかは、活動予定の地域クラブと御協議ください。 なお、試用期間内の活動においても、指導者研修の受講や保険の加入等、指導者登録の条件を満たしていただいた上で、活動していただくようになります。
48	小学校の教職員も、中学校の教職員と同じような対応になるのでしょうか？	小学校の教職員についても、中学校の教職員と同様に、地域クラブ活動で活動する場合には、兼職兼業の許可を受けていただくようになります。
(7) 適切で効果的な指導		
49	現在の部活動では、教職員と外部指導者が指導していますが、練習は主に外部指導者が指導しています。そのため、学校生活での態度や素行などを十分に把握できないまま選手起用が行われているように感じます。 また、その指導者は自身でもクラブチームのコーチを務めており、そのクラブチームに所属している選手を多く起用されているように感じる場面があります。このような状況では、選手や保護者が選手起用に公平性を感じられず、不信感につながる可能性があります。現在の指導者は、部活動の地域展開が本格的に進むと正式なコーチになる予定と聞いています。 しかし、私は現在の指導や選手起用に不安を感じているため、同じ指導者が地域展開後も指導を続けることには反対です。公平な指導ができる指導者への変更を検討していただきたいです。 また、このようなことが起こらないよう、生徒や保護者が安心して相談できる窓口を設け、相談内容を公平な立場で確認・対応していただける仕組みを整えていただきたいです。	地域クラブは、市内在住の中学生が校区を越えて活動できるようになっており、子どもたちが多様な活動の中から選択して活動することが可能ですので、希望に合った活動内容及び指導者の地域クラブを選択いただければと存じます。 なお、認定地域クラブ募集に合わせ、令和8年8月上旬を目途に、相談窓口を立ち上げる予定としております。
(8) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶		
50	いじめやハラスメントの「根絶」という表現について	暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ等の不適切行為はいかなる場合においても

	いじめやハラスメントは勿論無くなれば良いし、起こってはいけないことですが、「根絶」しておりません。そのため、「起こることは前提」として、どう対応するか等をきちんと伝え、考えてもらうことを重視するべきだと思います。いじめやハラスメントに対する指導や注意喚起ばかりが強くなり、伝えるべきことも伝えられない大人が増え、打たれ弱い大人に育ち、言葉狩りが行われて、生きにくくなっている一面もあります。ハラスメント等をする指導者に対する注意なのでしょうが、気にする人は自分のことのように受け止めて萎縮し、疲弊してしまいます。そのため、ハラスメント等をしない指導者への配慮も必要かと思っています。	でも、決して許される行為ではありません。 暴力・暴言・ハラスメント等の根絶はもとより、安心して活動できる環境を整えることは極めて重要であると認識しております。 本市では、指導者研修の充実や服務規律の徹底、複数での指導体制の確保、保護者からの相談窓口の設置等、事故や不適切な関わりを未然に防ぐための対策を講じてまいります。
51	入賞や優勝に導くなど、力のある指導者のハラスメント等が起こった場合に付度なく介入できるシステムが欲しいです。また、相談しやすい体制も作って欲しいです。	暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ等の不適切行為はいかなる場合においても、決して許される行為ではありません。 指導者から参加者にハラスメント等の不適切行為があった場合は、地域クラブの関係者又は本市まで相談していただきたく存じます。 本市としましては、指導者研修で不適切行為防止について周知する等、未然防止に努めてまいりたいと存じます。
(9) 参加者の安全・安心の確保		
52	参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合の対応等 登下校中の児童の責任は法的に保護者となるため、地域クラブへの移動中も登下校扱いになりますか。登下校扱いになる場合、責任は保護者ですので、万一、移動中に事故があった際は、消防隊員、病院は、即保護者に連絡を入れるはずですが、もちろん、移動中にトラブルがあり、それを指導者が知れば、速やかに対応をとることになると思います。 しかし、その対応中に、すでに現地にいる参加者の指導は、どうすれば良いのですか。その際、クラブの練習は中止になりますか。中止の補填はどうなりますか。参加	地域クラブへの移動中の管理責任は保護者にあります。 また、移動中の事故を把握した際に、地域クラブの指導者が適切な対応が取れるよう、各地域クラブにおいて、事故発生時対応マニュアルを作成し、あらかじめ救急体制を確認するよう指導することで、参加者の安全の確保を図ってまいりたいと存じます。

	者が移動中にトラブル等に巻き込まれたことを、現地で待機している指導者は、どのように知れば良いですか。	
53	練習場所が中学校以外にある場合、現行の「携帯電話持参禁止」は、生徒及び保護者が不安になると思います。	学校での携帯電話の運用につきましては、今後検討し、改めて周知してまいります。
54	事故で救急搬送された場合は、速やかに市に報告とありますが、その事故が土日や遅い時刻の活動中の場合でも報告はできるのか、また方法はどのようなものか知りたいです。学校には市から連絡されるということで、クラブからの報告は不要ということでしょうか。	事故で救急搬送された場合の報告方法については、認定許可の際又は指導者研修の際に、お示しさせていただきます。
55	サポートセンターについて 地域クラブが21時に終了し、そこで重大な問題が発生し、サポートを翌日まで待てない場合も考えられます。24時間サポートはありますか。	令和8年8月上旬を目途に相談窓口を立ち上げる予定でございますが、現時点で、24時間対応のサポートセンターの設置は考えておりません。必要に応じて、今後検討してまいりたいと存じます。
(10) 指導者研修		
56	指導者研修の受講が必要なスタッフは、限定的にしていきたい。	子どもたちが、地域クラブで安心・安全に活動するため、見守りを含む全ての指導者について、市が指定する指導者研修の受講をお願いしております。 ボランティア等であっても、生徒と触れ合う方は、指導者研修を受講いただくようになります。
57	指導者研修について、その対象をより分かりやすく明示するべきではないかと考えます。例えば、常時指導を行う指導者以外に臨時あるいは随時指導を依頼する外部指導者やボランティアは指導者研修を受講する必要があるのでしょうか。	
58	指導者研修は、県外でも受講できますか。	指導者には、毎年、オンライン研修動画を視聴していただき、3年ごとに更新研修を受講することとしております。 登録に当たっての研修及び3年ごとの更新研修につきましては、対面での研修になりますので、高松市で受講いただくことになります。
(11) 参加者の移動等		
59	地域クラブ活動は部活動と比べると、県外遠征、練習、試合の送迎、当番制度等、父母の時間、金銭的負担等が異なるため、不安があります。	遠征費等の経費は、部活動でも参加者に負担していただいておりますし、試合の送迎等も部活動と変わらないと考えます。遠征の有無等も踏まえて、自分の希望に合った活動内容のクラブを選択していただければと存じます。
60	現代社会では共働き世帯が多いのが現状	子どもたちが自分で移動できる範囲に活

	です。 地域クラブの時間に送迎可能な子どもだけが、参加可能なクラブがある場合、経済格差、地域格差、不平等感に繋がります。自転車で通える距離であれば、働く保護者として安心して通わせられますし、何かあった時に、すぐ駆けつけられてより安心にも繋がると思います。「なるべく参加しやすい場所で」と表現するしかないのは分かりますが、市内に居住する子どもたち全員が安心して通える場所にクラブができるようお願いします。	動場所が出来るよう、現在、地域展開支援コーディネーターを中心に、地域の団体や指導者に働きかけを行うなど、受け皿づくりに取り組んでいるところでございます。
61	「事故を起こすかもしれないから、自転車移動は無しにする」という方針があるとしたら、それは子どもの可能性を奪うだけのエゴだと個人的には考えております。	地域クラブの練習には、基本的に徒歩や自転車、公共交通機関等で、生徒自身で移動することを想定しています。 自転車を利用する場合は、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用し、安全に努めていただきたいと存じます。 本市としましては、自転車通学をしていない生徒の自転車利用も含め、これまで以上に、地域クラブ活動に参加する全ての生徒への交通安全指導に取り組んでまいります。
62	共働き世帯や多子世帯は、地域クラブへの送迎が出来るか心配です。	地域クラブの練習には、基本的に徒歩や自転車、公共交通機関等で、生徒自身で移動することを想定しています。
63	移動が難しいため、大会・練習等に参加できない生徒の移動手段はどうなりますか。	地域クラブの練習には、基本的に徒歩や自転車、公共交通機関等で、生徒自身で移動することを想定しています。 本市としましては、近隣の地域クラブに参加できるよう、受け皿づくりに努めてまいりたいと存じます。 大会出場のための移動手段は、これまでの部活動と同様です。
64	今まで、在籍する中学校で部活動をしてから帰宅していましたが、近隣に希望する地域クラブがない等で送迎が必要になると、保護者が仕事で送迎ができない、活動開始時間に間に合わない、遅い時間の活動となれば、塾や睡眠時間、安全面にも影響	地域クラブの練習には、基本的に徒歩や自転車、公共交通機関等で、生徒自身で移動することを想定しています。 本市では、移動に伴う生徒の負担が生じないよう、近隣で活動できる環境づくりに取り組むとともに、部活動のガイドライン

	してきます。 部活動である程度の種類の活動が学校にあって大変助かっていました。子どもが自分で移動できる範囲で、どれだけの種類の地域クラブができるのか心配です。 また、地域差が出てくると思います。	に規定されている活動時間数と同様の週最大11時間程度を認定要件とすることで、学習時間や睡眠時間の確保を図ることとしております。 また、受け皿の候補が少ない地域につきましては、指導者とのマッチングを行う等、受け皿づくりに努めてまいりたいと存じます。
(12) 中学校施設の使用		
65	部活動で使用している備品（ボール、ボールかご、ユニフォーム等）を譲渡していただくことは可能ですか。 地域クラブで揃えた備品（ボール、ボールかご等）を学校施設内で保管することは可能ですか。 部室等は使用可能ですか。現在の中学校部活動にはない競技ができた場合、部室の割り当てはありますか。（男女で活動する競技の場合等）	現在、部活動で使用している備品の譲渡、備品保管、部室等の使用の可否につきましては、現在、検討しているところでございます。
66	教職員及び生徒以外も、中学校の施設に出入りすることとなるため、安全面、教育面はどうなるか知りたいです。 義務教育を行う中学校が、コミュニティセンターの様に、地域の人が自由に出入りできるようになるのなら不安です。	地域クラブの参加者は、本市が利用許可した場所及び時間のみ学校施設への立ち入りが可能です。利用許可されていない場所及び時間帯に、学校施設に立ち入ることはできません。 そのため、本市としましては、利用許可されていない時間帯や場所には立ち入ることのないよう、指導してまいります。
67	教職員及び生徒以外が学校敷地内を出入りすることで、見知らぬ人物が校内にいることに違和感を覚えなくなると思われ、不審者が侵入する可能性が心配です。	
68	学校の備品を破損、紛失した場合の責任はどこにありますか。	学校施設利用中に、施設、備品等を破損・紛失した場合の責任は、利用者となります。
69	吹奏楽部は楽器の運搬が生徒ではできないため、大人でも常時トラックや箱バンによる輸送が必須となります。また、練習可能な場所も限られるため、学校施設の使用は必須になってくると思います。 しかし、すでに学校開放で使っている体育館のように警備のシステムが分離できている所はないのではないのでしょうか。学校の警備を解除、セットするためには教職員が関わるのが必須というのが現状かと思	学校施設の利用における鍵の管理や整備システム等の各学校のセキュリティ対策につきましては、現在、検討しているところでございます。

	います。 この点について教育委員会の対応は、どのようにお考えですか。	
70	特に吹奏楽の活動においては、活動場所の確保や楽器の保管・運搬等の制約から、これまでの中学校吹奏楽部の活動と同様に、引き続き学校施設を利用することが前提となってくるのではないかと思います。その場合、合奏で利用する音楽室等の特別教室だけでなく、パート練習で利用する普通教室も使用を許可するべきであると考えます。 また、鍵の管理や警備システムの操作など、防犯上の課題も生じるものと思いますが、それを理由にこれまで利用できていた施設・設備が利用できないということがないよう、管理規定の見直しや施設の改修、それに必要な予算の確保等については、市が責任をもって取り組むべきであると考えます。	
71	『市において利用調整を行う』の対象範囲が知りたい。 例えば、すでに中学校施設を開放している（中学校施設開放運営委員会等で調整しつつ既存団体が活用している）地域においては、運営委員会が利用調整を行うのか。地域展開が始まるR9年度時点で開放されていない中学校施設のみ、市が介入するのか知りたいです。	認定地域クラブで利用する中学校施設は、全て教育委員会で利用調整する予定です。 認定地域クラブが利用しない時間を学校体育施設開放事業で御利用いただくようになります。
72	吹奏楽の地域クラブ設立にあたっての最大の懸念事項は、楽器の確保、点検、修理及び更新（購入）と参加者負担の軽減ですが、各校が保有している楽器（市の公有財産）の種類、数量、状態（使用できるかできないか）、購入年度等は市で把握していますか。 また、「地域クラブに安定した運営や継続的な活動」を求めたり、「生徒が継続的に参加し、いつでも参加できること、合理的な理由なく参加を拒否しないこと」を要件としたり、「参加者負担の軽減」を掲げたりするのであれば、「①吹奏楽の地域クラブが設	市立中学校で保有している楽器の種類、数量等につきましては、各学校で把握しております。 また、地域クラブの参加費軽減のため、市立中学校施設（音楽室含む）の開放や備品の使用、貸し出し等を各学校と調整し、検討しているところでございます。 経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒に対する支援策も検討してまいりたいと存じます。

	立されなかった学校の楽器を、同クラブが設立されたものの楽器が不足又は老朽化している学校へ所属替」したり、「②使用していない楽器を全て回収し、地域クラブからの申請に応じて、必要な楽器を市の負担で点検、修理の上、期間を定めて貸し出す」など、公有財産の管理者として、責任ある具体的な役割を担う必要があると思います。	
73	学校の備品も使用することができるということですが、これまでの中学校吹奏楽部の活動においては、楽器は主に学校にあるものを使用し、校外での演奏のために、学校の楽器を持ち出したり、持ち帰ったりする場合もあったことと思います。吹奏楽の地域クラブ活動においても、引き続き学校にある楽器の使用や、持ち出し、持ち帰りを煩雑な手続きなく認めていくべきであると考えます。	
74	吹奏楽は、大変お金がかかります。今後、全て本人負担（楽器購入費用・修理代等）とすると、家庭の所得によっては、地域クラブに参加したくても、参加できない子がでてくると思います。昨今の物価高・教育費の高騰を考えますと、楽器によっては数百万円の負担となるため、かなり厳しいものになると思います。 また、個人楽器では賄えない楽器（打楽器等）における費用負担も検討しているのか疑問に思います。 高額な費用が発生する地域クラブと、そうでない地域クラブとの公平さを市が担保し、子ども達が我慢する事なく様々な経験ができ、将来への希望に繋がる場であって欲しいと願います。	
75	吹奏楽に関しては、地域クラブへの展開は不可能だと思います。指導者や保護者の金銭的負担があるため、これまで同様、楽器は市の公費で管理しないと成り立たないです。練習場所も同様だと思います。 また、指導者を希望する教職員に対して、本業以外の活動となるので、これまで	

	以上に負担が増えてしまいます。 この状態では、指導者の成り手が少なくなり、地域の吹奏楽文化、音楽文化が失われてしまいます。音楽都市として名乗りをあげている高松市としてはあってはならないと思います。	
76	「⑥中学校施設を使用する場合で、施設（備品を含む）に不備があった場合、速やかに当該校に報告することとします。」とあるが、不備があった場合は市又は当該校が点検、修理又は更新（購入）を行ってくれると解してよいのか分かりません。 例えば、吹奏楽の地域クラブで、当該校の備品である楽器に不備があった場合、市又は当該校の負担で点検、修理又は更新（購入）を行ってくれるということです。	中学校施設、設備、備品等の故障につきましては、授業への影響も考えられますことから、学校への速やかな報告を義務付けているものでございます。 報告を受けての対応方法につきましては、教育委員会内で協議し、決定することになります。 なお、中学校施設、設備、備品等を利用者が破損又は亡失した際は、利用者の責任で修理等を行っていただくようになります。
77	地域クラブの関係者に教職員がいない場合、守衛員等が配置されますか。	中学校に守衛員を配置することは検討しておりません。 学校施設を開放するための、施錠管理を含む、運用ルールにつきまして、現在、検討をしているところでございます。
78	高松市総合体育館や香川県立総合水泳プールなどにあるトレーニングルームの休館日を、地域展開した時のトレーニングサークルの活動日として借りるようには出来ないでしょうか。基礎身体能力の向上は全てのスポーツに共通して有効ですし、スポーツを特にしない子どもたちにとっても、基礎体力の維持向上は、将来、いざスポーツを始める時の備えになりますし、学習能力の向上にも繋がりますし、自分に自信をつけるメンタルの強化にも繋がります。普通に営業している時間帯でも使用できるのですが、トレーニングをしているところに、部活動で20人ぐらいが団体で登場すると、使えるスペースが無くなってしまってクレームになるケースを何度も見てきたので、個人的には回避したい思いです。休館日は何が何でも休館という思い込みを捨てて、新しいことを始めるという事は、何かを諦めたり、摩擦を乗り越えたりしなければ	地域クラブ活動の活動場所は、学校施設を基本の活動場所とし、活動に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設などの利用を想定しております。 また、学校外施設の利用につきましては、各施設の利用方法を遵守し利用することとしておりまして、現在のところ、地域クラブ活動の活動場所のために休館日の開館を申入れすることは考えておりません。 一般利用者と地域クラブ活動が共存し、活動場所を円滑に利用できるよう、関係部署や機関と調整に努めてまいりたいと存じます。 なお、香川県立総合水泳プールの施設管理は香川県となりますので、担当部署までお問い合わせいただければと存じます。

	ばならない、ということを強く認識して、御一考いただければと思います。	
79	活動場所について 地域コミュニティや学校開放委員会、スポーツ施設との協議・連絡調整の進捗状況と地域クラブの活動場所を確保するうえでの考えをお教えてください。	地域クラブの活動費を抑えることができるよう、市立中学校施設を開放することとしております。 その他の市有施設につきましては、地域クラブの使用について、各施設の利用規則等に則り、適切に御判断いただけるよう、関係部局に働きかけているところでございます。
(13) 中学校体育連盟等の主催する大会等への参加		
(14) 適切な会費設定と受益者（参加者）負担の軽減		
80	持続可能な地域クラブを運営するためには、運営・指導者をボランティアに依存せず、それを生業として生活していけるだけの適切な対価が支払われる仕組みが重要になると考えます。 地域クラブ活動を生業とすることで、片手間で運営するのではなく、適切な運営や生徒と向き合った指導、専門的な指導を提供することが可能になると思います。 それは、地方で学べないことを都会で学ぶため、県外へ流出する生徒を引き留めることになります。 単に、部活動を地域展開し、教職員の負担を軽減するのではなく、今後も継続可能な仕組みづくりをしていくことが重要になると考えます。	地域クラブ活動の目的は、少子化が進む中、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することであり、指導者への謝金を含め、活動に必要な経費は、原則として、参加者より徴収する参加費から充てていただくようになります。 国におきましても、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費設定を要件としておりますことから、そのみを生業として生活していけるような高額な謝金の設定は、認定地域クラブ活動の趣旨から外れるものと存じます。
81	高松市も他市のように、部活アプリでポイント還元されますか。ポイント還元することで、指導者の事務負担が減り、指導に専念できると思います。 また、保護者の払い渋り、返金依頼等、金銭トラブルがあった場合、保護者及び指導者で解決できない可能性があります。金銭問題は、当事者同士で、やり取りしない方が良いと思います。 仮に、手渡しでの現金払いを選んだ場合、数千円もの金額は、生徒にとっては大金だと思います。	本市では、クラブが使用するアプリを指定することやアプリを利用したポイント還元は考えておりません。 アプリの活用も含め、参加費等の徴収方法は、各地域クラブで決めていただければと存じます。 なお、可能な限り、キャッシュレス（口座引き落とし等）対応することで、現金収受のトラブル防止が期待できますので、参考にしていただければと存じます。
82	指導者と保護者の連絡方法について 電話連絡はお互いが負担であるため、部	本市では、クラブが使用するアプリを指定することは考えておりません。アプリの

	活アプリのような携帯を使ったツールが必要です。	導入を含め、連絡方法については、各地域クラブで決めていただければと存じます。
83	ユニフォーム代及び遠征費等の費用負担が増えることが心配です。	ユニフォーム代及び遠征費等は、部活動と同様、保護者負担となります。
84	「営利を目的とせず」とありますが、地域クラブ活動はボランティアですか。 ボランティアの場合、現在の中学校部活動同様、スタッフの負担が大きくなります。地域クラブへの展開は、教職員の負担軽減という目的もありました。地域展開により、中学校の教職員の負担は軽減されるかもしれませんが、活動中心を担うスタッフに負担がかかり、問題は解決されていません。ボランティアが続くようであれば、問題の本質は変わらないと考えられますが、市としていかがお考えですか。	参加費につきましては、国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、活動の維持・運営に必要な適切な額での設定となります。 国の示す目安額は、月4回で1,000円～3,000円となっておりますことから、活動回数によっては、この金額を超えることも想定されます。 会費につきましては、地域クラブの活動形態や内容によって、異なるものと存じますことから、各地域クラブにおいて、必要経費を基に、適切な額を設定していただければと存じます。
85	活動の維持・運営に要する費用（備品、消耗品の購入、指導者謝金等）を考えると、月に4回で1,000～3,000円程度では、赤字運営になります。 つまり、非営利団体でボランティアにならざるを得ません。 また、参加者の安全確保や大会・コンクールに参加する場合の運営協力、参加者の社会性の育成等、業務は多岐にわたりますが、経営基盤が弱ければ、ボランティアにならざるを得ません。ボランティアでは地域クラブを継続していくことは困難で、中学生の地域クラブ活動は持続しなくなります。 今後も継続した活動を考えるのであれば「非営利」ではなく、安定した運営が行える基盤を整えることが重要だと考えます。	いただいた御意見も踏まえ、地域クラブ活動への支援策について、可否を含め、検討してまいりたいと存じます。 なお、報酬の支払いや給与明細・源泉徴収票などの発行は、各地域クラブで適切に運用していただければと存じます。
86	指導者の報酬が原則として受益者負担となっているが、参加者から集める参加費だけで、妥当な報酬を支払うことは難しく、地域クラブ立ち上げを躊躇することにつながると考えられる。地域クラブとして登録するメリットという観点からも、指導者への報酬は高松市がいくらか負担する方向で考えていただきたいです。	

87	【できる限り低廉な会費】 「できる限り」という言葉を用いて、ボランティアを意識しており、善意の搾取の方向を感じます。子どものために、教職員ののためにを建前に、今回は、指導者が犠牲になるのか、指導者の生活はどうなるかも考えないといけないと思います。クラブチーム等で指導者として生計を立てているならともかく、この金額の謝金で自身の生活を考えている指導者はいないと思います。地域の子どもたちの役に立ちたい、その一心の指導者がほとんどであると思います。指導者が、本来の仕事を切り上げて、地域の子どもたちのために指導しようという志を持っているので、その善意を搾取してはいけないと思います。指導を受ける子どもたちも、将来、地域の役に立ちたいと思ったときに、「できるだけ低廉な会費を原資とした低廉な謝金」では、今後、指導者になりたいという子どもは出てこないと思います。低廉な謝金を強要される社会を残すことが、「将来」の子ども達の為になるか。子ども、教職員、指導者の全員が犠牲になることがない地域クラブでなければ、持続できないと思います。	
88	項目番号 2 (14) 地域クラブの運営に必要な資金について、実施計画案では「地域クラブは、活動の維持・運営に要する費用（備品、消耗品の購入、指導者謝金等）に充てるため、参加者から会費を徴収する」とあります。地域クラブ活動の運営に一定額の費用負担を保護者に求めることはやむを得ないとしても、極力低廉な金額とすべきです。実施計画案では、国が示す目安額 1,000 円～3,000 円程度を示していますが、この目安額を超えることは容認すべきではないと考えます。 また、目安額以内に金額が抑えられていたとしても、高松市が費用補助することを検討すべきです。	
89	平日 4 日と土日どちらか 1 日活動すると	

	して、スタッフ3名以上の時給と消耗品の購入を考えた場合、相当な費用が掛かります。また、指導する地域クラブで、あまりに時給が違うのも問題です。当然、高い時給に人気が出るでしょうし、良い指導者が集まり、そちらに生徒が行きたいと思った場合は保護者の送迎が必要となり、大半は母親がその担当を担い仕事をセーブしないと難しくなります。 近年の価格高騰で、個人の使用する用具及び練習や試合のユニフォームもサイズが成長で合わなくなるため、すでに保護者には相当な負担がかかっています。子どもが数人いる家庭では人件費を負担するのは難しく、子どもが諦めることにつながります。 また、実際の支払いや給与明細・源泉徴収票等の発行はどうなるのでしょうか。生徒が増えればスタッフも必要になり、また試合に出られる人数に制限があるため、生徒が多ければ良いとも言えません。	
90	無償の活動では、現在、有償でクラブチーム等を運営している団体等は参入しないと思います。教職員の働き方改革と言っていますが、指導者等を個人や教職員から募集し、放課後、ボランティア的に活動することを全体に投げただけではないでしょうか。	
91	地域クラブにおいては参加者から会費を徴収し、活動の維持・運営に要する費用に充てるとしていますが、市のスポーツ・文化芸術活動の振興のために、市としても地域クラブに対する金銭的な助成を行っていくべきと考えます。同時に、地域クラブの活動内容によって必要な費用には大きく異なることが考えられるため、地域クラブの実態に合わせて助成額等について適切に定める必要があると考えます。	地域クラブ活動への支援につきましては、いただいた御意見を参考に検討してまいりたいと存じます。
92	地域クラブの運営費用を各団体で賄うとなると、活動場所や活動内容によって経費が大きく異なり、会費に大きな差が出ると思います。地域スポーツ団体でとりまとめ	地域クラブ活動毎に、活動時間や活動回数、活動形態等が異なりますことから、受益者となる参加者の会費は、参加する活動の内容により異なるものとなり、差が出な

	て分配する等、会費に差が出ない工夫はできないでしょうか。	いようにすることは難しいと存じます。
93	直接の指導時間以外の見えづらい労働について 子どもや保護者から、地域クラブの悩みを聞く時間、例えば、部活を辞めたいというときには、相応の時間の話し合いが必要になると思われます。その対応時間の報酬は発生するのですか。	指導者への謝金の支払い基準につきましては、各地域クラブで決めていただくようになります。
94	吹奏楽の地域クラブ設立にあたっての最大の懸念事項は、楽器の確保、点検、修理及び更新（購入）と参加者負担の軽減ですが、地域クラブが独自にスポンサーを確保したり寄付を募ったりして良いの明記していただきたいです。 また、良い場合は、その基準や範囲等を明記していただきたいです。	国におきましても、地域クラブの運営資金としてスポンサー料や寄付を募ることを推奨しておりますので、可能です。 いただいた御意見を踏まえ、地域クラブの運営方法の一つとして、寄付やスポンサーを募ることが可能であることを周知するため、実施計画（案）に以下のとおり追記します。 （14）適切な会費設定と受益者（参加者）負担の軽減 ③地域クラブは、参加者負担の軽減及び持続可能な運営体制の構築を図るため、寄附、協賛金、用具・物品の提供等の支援を受けることができるものとします。 なお、受けた支援については適切に会計処理を行うとともに、収支報告書等に記載し、運営の透明性の確保に努めるものとします。
（１５）保険への加入		
95	主にスポーツ事故における保険適応、責任の所在の問題です。指導者も参加者も各自保険に加入することは義務付けとしてあるのは前提として、部活動の地域展開においては、災害救済給付制度は対象外という認識であっていますか。 また、教職員も指導者として兼任可能という事ですが、部活動の地域展開そのものが災害救済給付制度対象外という事であれば、教職員の場合も同じく対象外という認識であっていますか。勿論、スポーツ事故が起きないよう最大限配慮する必要はありますが、それでも不可抗力的に事故は起こり得ます。	地域クラブでの活動は、学校外の活動であるため、災害救済給付制度の給付対象外となります。 また、教職員が教育委員会に兼職兼業の許可を得て、指導者として地域クラブに参加する生徒を指導する場合であっても、学校の管理下の活動とは認められないため、給付対象外となります。 地域クラブ活動の活動場所が学校施設であり、学校施設の瑕疵により事故が起こった場合は、学校や教育委員会の責任になる場合はございますが、それ以外の活動に関する責任主体は地域クラブの運営団体や指導者となります。

	その場合、高松市教育委員会や学校の立ち位置はどうなりますか。	そのため、指導中の事故やけが、トラブル等に備え、事前に保険の加入や、事故対応体制等の整備が必要となります。
(16) 個人情報の取扱い		
(17) 活動報告		
96	地域クラブの認定の有効期間は最長3年間とのことですが、活動報告は毎年度行いますか。	活動実績と会計(収支決算)報告につきましては、毎年度、御提出いただきます。
97	報告書は簡素であることを求めます。収支報告は会計局、もしくは会計を請け負う団体がほぼ一括で。	各地域クラブから提出いただく、活動報告書等の様式につきましては、出来るだけ簡素なものにするなど、地域クラブの負担にならないよう努めてまいります。
(18) 指導助言及び認定の取り消し		
3 高松市等の役割		
(1) 市の役割		
(2) 学校の役割		
98	学校の役割を3点あげていますが、高松市の視点と生徒や保護者の視点では「地域クラブ活動たかまつ」への印象が異なるため、本当にこの3点だけに絞るので良いのか再確認する必要があると思います。今の記述では、高松市の視点に寄っている印象があります。間に入る学校は、この計画書に基づいて対応するしかないため、学校用・保護者用に更に具体的な計画が示されるのであれば問題ないと思います。	学校にはこの実施計画に基づいて対応していただくようになります。具体的な実施方法等については、管理職向け研修会等の機会を捉え、学校に説明する予定でございます。 なお、地域クラブや保護者からの問い合わせに対応するため、令和8年8月上旬に、相談窓口を立ち上げる予定としております。
4 その他		
99	憧れの中学校の部活動に入部し、学校の名前を背負って活動がしたいと思っていましたが、中学校入学する年に、全ての部活動が地域展開するため、非常に残念です。全ての部活動を地域クラブとして展開するのではなく、学校単位での部活動を残してほしいです。	全国的に少子化が進む中、本市におきましても、今後5年間で生徒数が大幅に減少することが見込まれ、やむを得ない廃部や、単独では試合に出られない学校が大幅に増える等、学校単位での部活動維持が困難になることが想定されているところでございます。 そのような中、将来にわたって、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するための地域展開でございまして、一部だけ学校単位での部活動を残すことは、仕組みとして困難です。
100	地域クラブ活動の移行期にあたる児童、保護者等に向けて、地域クラブ活動展開に至る経緯等も含め、詳しい説明がある方が	小学校6年生を対象にした入学説明会で周知を行ったり、これまでも2回に渡り、経緯やQ&Aを掲載したリーフレットをメ

	安心できます。新しい制度等が導入される前には、もう少し時間をかけて丁寧な説明をしてほしいと思います。	ール配信したりしております。 今後におきましては、令和8年8月上旬を目途に立ち上げる専用ホームページを活用し情報発信を行うほか、認定地域クラブの公表時等、適時、リーフレットを配布することにより、理解促進に取り組んでまいります。
101	判断及び公表をスピード感持って取り組んで欲しいです。教職員、指導者、子ども、保護者から不平不満が溢れているのが現実です。教職員の働き方改革は分かりますが、指針がはっきりしていない状態で部活動が廃止され、地域クラブ展開することだけを公表し、その後の計画発表に時間を要していると思います。不明確なことが多すぎていることがマイナスなイメージに繋がっていることを理解していただきたいです。	
102	国からのガイドラインに沿っているとはいえ、ルール等が決定する前に、地域クラブ活動の展開が決まることに、不安と疑問があります。地域展開の時期を決定するまでに、もう少し議論を深める必要があったのではないかと思います。	本市では、令和4年9月より、高松市部活動地域展開推進委員会を設置し、これまで10回に渡り会議を開催、部活動の地域展開について議論し方向性を決定したところでございます。 なお、会議内容等につきましては、本市ホームページに掲載しております。
103	部活動から地域クラブへ展開する日が、令和9年9月から平日・土日ということだけ決めてしまっていることを撤回してください。 そもそも、部活の学校化という背景には学校内で行うことの安全性、教育の一部としての役割など大切なことがあるはずです。それらの議論が十分になされていないうちに、地域クラブへ展開する日が決まっていることが問題です。	
104	件名：過度な管理から「寛容なインフラ」への転換：持続可能性と子どもの多様な機会を両立するシンプルな制度設計について 具体的内容： ○本実施計画（案）が、現場の不安や要望を網羅し、厳格な認定制度やルール等の「きめ細かな管理」によって解決しようとしている点に、構造的な罣（持続可能性の限界）を危惧します。 ○平日の夕方から休日までを一貫してカバーできる人材や受け皿は地域社会において極めて希少であり、そこに過度な資格認定	認定地域クラブ活動の要件につきましては、国がガイドラインとして示した内容に基づいておりまして、学校施設の使用を認め、子どもたちの安心安全な活動のためには、一定の要件を設けることは必要と考えております。 なお、会費設定にあたりましては、必要経費分を参加者から徴収することを妨げるものではありませんので、地域クラブの活動に必要な経費は会費に反映していただければと存じます。 また、経済的に困窮する世帯の生徒への

や低廉な費用負担を求めすぎれば、地域のボランティアや民間事業者は参入すらできません。結果として、看板を掛け替えただけで、実態は「学校の教員の善意（兼職兼業）」に依存し続けることになり、本計画の根幹である「教員の負担軽減」と「持続可能な機会の確保」が足元から同時に崩壊しかねません。 「掛け算の崩壊」を防ぎ、「大枠の自由度」を生み出すための提案：指導者確保、費用負担、活動場所という要素のうち、どこか一箇所でも「無理（ゼロ）」が生じれば、計画全体が機能停止に陥ります。特に、現場へ過度な維持コストや手続きの負荷が重なると、システムはある一線を超えた瞬間に「一気の破綻」を迎えます。この破綻を防ぎ、子どもたちの「希望」を守るため、以下の方針転換を提案します。 ① 自治体は「管理者」ではなく「シンプルな土台（プラットフォーム）」に徹する。行政が細部までコントロールしようとするのをやめ、学校施設の日常的な貸出プロセスの簡素化・デジタル化や、誰もが加入しやすい安全保険のバックアップ等、誰もが安心して活動に参加・参入できる「シンプルな土台の提供」に徹することを望みます。活動の具体的な形は、地域の多様な主体に「大枠の自由度（余白）」として委ねるべきです。 ② 不安の解消は、ルールではなく「情報のつながり」で解決する。平日・休日の連携や責任の所在という現場の不安に対しては、行政が「平休日の一体化」をルールで縛るのではなく、連絡アプリの活用等、デジタルな情報共有の仕組みを標準化することで解決すべきです。これにより、「平日は地域のボランティア、休日は専門の民間事業者」といった柔軟な組み合わせが可能になり、人材確保のボトルネックが完全に解消します。 ③ 一律の低料金化をやめ、本当に困っている世帯へピンポイントで支援する。持続可	支援につきましては、経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、負担の軽減について検討してまいります。 今後も、地域クラブ活動が子どもたちにとって安心安全で、持続可能なものとなるよう環境づくりに努めてまいりたいと存じます。
--	--

	能な運営と、指導者への適切な報酬を確保するため、各クラブの月謝設定には自由度（市場原理）を認めるべきです。「全員一律に安く」を求めると、活動の質が下がるか、引き受け手がなくなります。その代わり、行政の限られた財政リソースは、経済的に困窮する世帯や多子世帯に対する「活動利用券（バウチャー）の支給」へ集中投資することを提案します。 結論：本計画が、網羅的で完璧な設計図を目指すあまりに硬直化するのを防ぎ、地域社会の多様な包摂力を信じる「寛容で持続可能な仕組み」として結実することを切に願います。	
105	会計局を高松市で1つ作り、参加費と謝金を一括管理する仕組みを作ることを提案します。 メリットは次のとおり考えられます。 ① 各団体に会計担当者を配置する場合より、大幅に人件費が削れるため、家庭も運営側も金銭面で負担減。 ② 過疎地域と過密地域の指導機会の差、収入の差を減らせる。（生徒が集まらないと経営として成り立たないという地域差を全体で補い合う。ただ下限は必要。） ② 不正会計や金銭トラブル、中抜き等が起きにくい。（現場の数だけリスクが増えるので、1ヶ所で管理する方が安全。） 実施計画案には『持続可能な運営体制とするために、代表者、会計担当者、指導者などのスタッフ3名以上で…』とありますが、持続可能かどうかの前に、スタート不可能になるのではと懸念します。 実施計画案には、組織や会計担当者、謝金について記載が無かったので、報酬は参加生徒からの参加費のみと認識して提案しております。 ただいづれにしましても、例えばスポーツ文化合わせて参加団体が100あって、100団体分の会計担当者の報酬を参加者もしくは予算から捻出するよりは、会計局の報酬を捻出する方が必要経費は少なく済	地域クラブが自立した運営を行っていたくため、参加費及び謝金を本市で一括管理することは考えておりません。 複数の地域クラブ活動の代表者や会計担当者を兼ねることはできますことから、運営団体が各実施主体を取りまとめ、管理することは可能ですので、管理方法などは各地域クラブで御検討いただければと存じます。 また、各実施主体には公正且つ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保していただきたく存じます。

	みます。高松市で会計局を準備できないのでしたら、団体内の1団体が会計、収支報告までした方が回るかなと思います。現実的に考えて、現場で指導できる代表者と指導者が数人いて、そこに現場では指導しない、会計だけ担当する人が入ったとします。その会計だけ担当する人に正当な報酬を支払って、且つ、代表者や指導者も普通に生活できる収入を得るためには、『月に、延べ何人の参加者に、延べ何回指導すれば成立する』って、数字で計算したものってありますか。生活が成り立たない環境に飛び込むという人は、まあ稀です。ただ生活が成り立つと確信があるところなら、県外からでも指導者は来てくれると思います。	
106	小学校の吹奏楽部の扱いが特に明言されていないと思いますが、準ずるという考えで示されるのですか。 中学校とは別であるとして、教育委員会は関知しないのですか。	部活動の地域展開については、中学校の部活動を対象としているため、小学校の活動は含んでおりません。 地域クラブと連携して活動するかどうかは、各地域クラブと御相談ください。
107	部活動地域展開の実施計画の大枠には、概ね賛成ですが、小学校において放課後や休業日などに活動が行われているケースへの言及がなされていないのが残念です。市内小学校では、毎日の放課後はもちろん、土日や長期休業中に多くの時間（年間40日程度）指導している教職員がいます。 小学生は中学生の部活動よりも自主的に行える要素が少ないため、教職員の指導負担も大きいと考えられます。楽器の指導以外にも大会やイベントが年間多くあり、楽器等機材の移動・運搬等、保護者等のサポートがあるにせよ、校務分掌というにはあまりにも負担の大きいものです。表向きは活動内容や練習計画を決める立場にあるものの、10年以上学校や地域の文化として根付いているものであり、児童の頑張りや保護者・地域・学校の期待を考えると、今までの活動を削減縮小することは難しいです。行政として教職員の負担低減を考えているのなら、中学校の部活動と同じように	

	教職員が指導に関わる場合は「教職員本人が希望する場合のみ」と明記・周知していただきたいです。今まで学校や地域が大切にしてきたものだから、当然のように教職員の誰かが担当しなければならないという現状を理解していただき、中学校の地域クラブへの展開と合わせて、小学校の部活動も中学校の部活動と同等の活動として捉え、教職員に希望者がいない場合は外部指導者が中心となって活動できるように考えていただければと思います。	
108	高松市内では小学校においても、吹奏楽部や金管バンド部が部活動として活動していますが、中学校部活動の地域展開に伴い、これらの活動についても地域展開する方針があるのか公表していただきたいと思います。 仮に、小学校部活動についても地域展開する方針であるならば、地域クラブの参加対象が「原則として高松市内在住の中学生」となっている点について、小学生の取り扱いを明記していただきたいと考えます。	
109	市内小学校では、複数校が活発な部活動をしています。今後も持続可能な小学生のバンド活動を目指していくことが大切だと考え、現状を述べさせていただきます。 現在の様子 ・楽器の保管場所、練習場所は学校。 ・指導者は教職員や外部指導者。 ・外部講師へ支払う謝金、大会等への参加費用、楽器の維持費等の活動に係る費用は保護者負担。 ・平日の朝練、放課後練習、休日等の練習計画は教職員や外部指導者が計画しています。	
110	一般人の善意に支えられる仕組みであり、担い手の継続性が厳しいと思います。数年後には限られた数の地域クラブしか残らなくなり、子どもの参加機会が逆に失われるように思えます。	本市としましては、各種競技団体等に積極的に情報提供を行うほか、部活動地域展開支援コーディネーターが地域を回り、既存のスポーツ団体への働きかけを行う等、子どもたちの活動を地域全体で支える体制づくりに努めてまいりたいと存じます。

111	人気のあるスポーツはクラブが設定されると思いますが、文化部は担い手が出てこないのではないかと心配しています。 そのため、文化部だけでも学校運営に残せませんか。	文化部につきましては、現在におきましても、学校毎で活動内容が様々であり、スポーツと比較して、少人数での活動や、多世代との交流がしやすく、現在の部活動にはない、新たな活動が生まれる可能性も高いと考えております。 地域のサークル活動や、民間企業等の多様な団体に働きかけることで、子どもたちのニーズに合った、受け皿づくりに努めてまいりたいと存じます。 文化部のみを部活動として残すことは仕組み上、難しいと考えます。
112	高松市の認定を受けた地域クラブであることが分かるよう、参加者募集のチラシや団体ホームページ・SNS 等に掲載できるロゴマーク等があると良いと思います。	いただいた御意見を基に、検討させていただきます。
113	地域クラブ活動の発足時だけでなく、将来にわたる活動団体や指導者の確保についても、市の責任を明示するべきであると考えます。部活動の廃止によって、子どもたちが不利益を被ることがないように、また地域のスポーツ・文化芸術活動が衰退することないように、今後も市としてその責任を果たしていく必要があると考えます。	本市としましては、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的に、基本目標である「つながる、ひろがる、かなえる」を体感できるような地域クラブを目指して、取り組んでまいります。
114	都会ではないので、指導者等も集まるのか、本当に活動として成り立つのか、懸念点が多いです。計画案が進行しており、本当に令和9年9月から実施できるのか心配です。	地域クラブへ円滑に移行するためには、子どもたちのニーズに対応する受け皿を確保することから、これまで関係団体の研修会や会議等に出向き、協力をお願いしてきたところでございます。 今後におきましても、関係団体に積極的に情報提供を行うほか、部活動地域展開支援コーディネーターが地域を回り、既存の団体への働きかけを行う等、受け皿づくりに努めてまいりたいと存じます。
115	学校の部活動を地域展開するのもある程度仕方ないかなとは思いますが、もう少し教職員の業務負担、例えば、書類の作成、事務処理、会議出張等の分野を減らし、部活動は地域の有志と協力して行うのはいかがでしょうか。	本市では、今後5年間で生徒数が大幅に減少することが見込まれ、やむを得ない廃部や、単独では試合に出られない学校が大幅に増える等、学校単位での部活動維持が困難になることが想定されているところでございます。 教職員の業務を見直すだけでは、指導を

		望まない教職員が従事しなければ継続できない現状は、変わらないと考えます。 そのような中、教職員の業務を減らし、部活動を継続することは考えておりません。
116	相談対応業務の委託について ① 相談対応業務を外部委託とされた理由について、教育委員会内部で実施した場合との比較を踏まえ、判断の根拠を具体的に御説明ください。 ② 相談内容のうち、教育委員会が直接対応すべき領域と、委託先が対応する領域の区分について御説明ください。 ③相談対応に関する最終的な責任の所在（教育委員会・委託先・クラブ運営主体）を、事故やトラブル発生時の判断権限と併せて御説明ください。	① ②の意見につきましては、本計画案への御意見ではないことから回答いたしかねます。 御理解を賜りたいと存じます。 ③事故やトラブル発生時の責任及び判断権限は、各地域クラブ及び指導者にあります。 また、本市の設置する相談窓口での相談対応につきましては、委託業者の責になる場合を除き、本市の責任になります。
117	準備室設置について 年度途中でも準備室を設けることで市内連携が強まり、より良い地域クラブ活動の実現や子どもたちの未来につながると考えますが、専任組織を設置されない理由を説明してください。	こちらの意見につきましては、本計画案への御意見ではないことから回答いたしかねます。 御理解を賜りたいと存じます。
118	今回の部活動の地域展開に伴い、金管バンドの活動が縮小・廃止される可能性があることに強く反対します。 金管バンドは、楽器演奏の技術を学ぶだけでなく、仲間と協力して一つの演奏を作り上げる中で、協調性、責任感、継続して努力する力を育てる大切な活動です。子どもたちは日々の練習や発表の機会を通して大きく成長しており、学校生活の大きな支えにもなっています。 もし活動がなくなれば、これまで積み重ねてきた努力や経験の場が失われ、音楽に親しみ、仲間と活動する貴重な機会が奪われてしまいます。また、地域行事や学校行事での演奏を楽しみにしている人も多く、金管バンドは学校や地域にとっても大切な存在です。 地域展開を進める場合であっても、活動をなくすのではなく、指導者の確保、練習	子どもたちの活動環境が失われることのないよう、関係団体に積極的に情報提供を行うほか、部活動地域展開支援コーディネーターが地域を回り、既存の団体への働きかけを行う等、受け皿づくりに努めておりますので、地域の皆様にも御協力をお願いします。 ただし、小学校における金管バンド活動については、本計画の対象とはしておりません。 地域クラブと連携するかどうかは各地域クラブと御相談ください。

	場所、楽器の保管・運搬、送迎などの課題に十分配慮し、子どもたちがこれまでと同じように安心して継続できる体制を整えていただきたいと思います。子どもたちの成長の機会を守るため、金管バンドの活動を継続していただくよう強く要望します。	
119	時代の変化に合わせた大きな改革であると思う一方で、従来の学校の延長の位置付け的な部活動が形を変えるのは少し戸惑いがあります。 中学生ともなると親が介入しにくいことも増えると思うので、自由度が増える分、心配もあり想定が出来難い感じがします。 また、任意的側面が大きくなると家庭の収入や親の考えによって教育格差が広がると共に、何にも所属せず時間を持て余す子どもたちが増えなければいいと思います。	保護者が安心して、子どもたちを地域クラブで活動させられるよう、令和8年8月上旬を目途に、コールセンターを開設し、併せて、専用ホームページにて周知することを検討しております。 子どもたちが自ら選び、主体的に参加するところで、子どもたちの主体性の向上につながるものと存じますことから、加入不加入も含めて、放課後の過ごし方について、御家庭でよくお話し合いいただければと存じます。 なお、経済的に困窮する世帯の生徒への支援につきましては、経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、支援策を検討してまいりたいと存じます。
120	中学校部活動を継続できるように改善することがベストと考えます。部活動をどう持続可能にするかという視点で議論してほしいです。 現状維持を目指しつつ改善する案のメリットとしては、次のような点が挙げられます。 ①学校教育の一環としての価値を維持できます。 ②部活動は競技だけでなく、異学年交流や人間関係づくり、学校への帰属意識を育む役割もあります。 ③生徒が学校生活の延長として参加しやすいという利点があります。 ④経済的な負担を抑えやすいです。 ⑤地域クラブでは会費や送迎費が増える可能性があります。学校部活動なら比較的低い負担で参加できる場合が多いです。 ⑥地域格差が生まれにくいです。 ⑦地域クラブの整備状況は自治体によって差がありますが、学校部活動は全国的に一	本市では生徒数の減少により、やむを得ない廃部や単独で試合に出られない学校が大幅に増える等、子どもたちの選択肢の減少を危惧しております。 また、教職員の不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは徐々にではありますが、限界に近づいてきている現状です。国においても、中学校の部活動を地域のスポーツ・文化芸術活動へ展開するガイドラインを策定しており、全国的に部活動の地域展開に向けた取り組みが進めているところでございます。 そのため、本市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、地域展開を進めております。

定の仕組みが整っています。

一方で、現状を維持するだけでは解決しにくい課題もあります。

- ①教職員の長時間労働や休日指導の負担。
- ②専門外の競技を担当する教職員の負担。
- ③少子化による部員不足で、単独校では活動が成り立たない部が増えています。

そのため、学校部活動を維持しながら改善するのであれば、次のような方法が考えられます。

- ①教職員だけに任せず、地域の指導者や外部コーチを積極的に活用します。
- ②日常の活動は部員達に任せる。問題時には顧問の指導を仰ぎます。

学校を中心にしつつ、必要な部分だけ地域の力を借りるという形であれば、学校部活動の教育的な価値を保ちながら、教職員の負担軽減も図れる可能性があります。

学校部活動を改善して継続するという考え方は、現実的な政策の選択肢の一つです。

ただし、その実現には教職員の負担軽減や財政支援などの具体的な改善策をセットで進めることが重要になるでしょう。

<補足>

中学校の部活動を地域クラブ展開する案で進められていますが、教職員の業務改善について問題点を明確にし、改善計画書を作成して、業務改善を教育委員会、学校長は真摯に取り組んでおられるのでしょうか。民間企業ならば改善計画書にしてPDCAを回して上司まで報告し進捗管理を行います。各中学校の改善計画書、実施記録を拝見したいです。教職員には、子どもたちを育てる喜びを感じている人とそうでない人が見受けられます。教職員採用条件に部活動に従事出来る人を条件にしてはどうか。学校は座学だけでなく、子どもたちとのふれあいの場で非認知能力が向上するのではないのでしょうか。教育の原点に戻って、部活動維持は大変でしょうが、大切にさせていただきたく切に願います。

121	指導者及び見守りを地域から募集し、教職員の負担を減らせば、部活動は継続できると思います。結局、活動場所を中学校施設にするのであれば、同じことだと思います。	本市では、部活動指導員（教職員ではない指導者）を各校に配置し、技術指導や大会引率等の顧問業務の一部を担っていただいておりますが、煩雑で膨大な顧問業務のすべてを部活動指導員が担うことは現実的に難しく、部活動指導員の配置だけでは、現状の部活動が抱える問題の本質的な解消にはつながらないと考えております。
122	今後の提案 近隣の複数校が、合同でクラブチームを作るのはいかがでしょうか。その合同チームを高松市役所吹奏楽団や高松市民吹奏楽団等の団体のジュニアバンドと位置付け、団体関係者が関わる指導体制を整えるのはいかがでしょうか。	市内中学校では、生徒の減少により部員が足りない地域においては、複数校合同部活動等を実施しております。 しかし、部員数の減少は深刻で、今後子どもたちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されております。また、教職員が自身の時間を削り、部活動を支えてきましたが、教職員不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは、徐々に限界に近づいております。 そのため、本市では、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するため、地域クラブ活動へと展開してまいります。
123	高松市中学校部活動地域展開について、中学校ブロックでコミュニティ協議会の関係者を集め、説明会を開催してほしいです。	現在、各校区のコミュニティセンターに個別に訪問し御説明を行っているほか、各地区の体育協会やスポーツ推進員が集まる会議等で制度の周知を行っておりますことから、コミュニティ協議会内で、情報共有をお願いできればと存じます。
124	子どもたちの選択を広げるというのは詭弁です。そもそも、今でもすべての学校がすべて同じクラブがあるわけでもなく、場合によっては越境をしています。私の子どもも経験しましたが、合併の学校で大会にも出ています。今の状況でも対応しています。学校での部活動だから参加できるが、地域展開となれば、その場所に行けない移動手段の問題で、ますます選択肢が減る子どもが増えるとも考えられます。	現在の部活動は学校単位の活動であることから、通学する学校に設置された部活動に入るしかなく、少ない選択肢の部活動から選んで活動をしている状況の学校もございます。 その点、地域クラブ活動は校区を越えての活動も可能でございますことから、選択肢が増えることになります。 子どもたちが自分で移動できる範囲に活動場所が出来るよう、現在、地域展開支援コーディネーターを中心に、地域の団体や指導者に働きかけを行うなど、受け皿づくりに取り組んでいるところでございます。